⑷　⑵のＰＴＮリング数及びＰＴＮユニット数から算定した当該局のＰＴＮ高速インタフェース数のうちＰＴＮ１０Ｇ高速インタフェース数を当該局の１０ＧＰＴＮリング数により算定し、残りをＰＴＮ２．４Ｇ高速インタフェース数とする。

⑸　⑷のＰＴＮ１０Ｇ高速インタフェース数及びＰＴＮ２．４Ｇ高速インタフェース数のそれぞれに冗長化係数を乗じたものを当該局の冗長化後ＰＴＮ１０Ｇ高速インタフェース数及び冗長化後ＰＴＮ２．４Ｇ高速インタフェース数とし、これらからそれぞれデータ系サービス及び光ＩＰ電話に係るもの（当該局が属するループごとにポート容量比及びＱｏＳ制御係数を加味した最繁時帯域比により算定するものとする。）を控除したものを、当該局のメタルＩＰ音声系冗長化後ＰＴＮ１０Ｇ高速インタフェース数及びメタルＩＰ音声系冗長化後ＰＴＮ２．４Ｇ高速インタフェース数とする。

３　収容局設置ＣＷＤＭの設備量算定

⑴　ＣＷＤＭ設置収容局ごとに、ＣＷＤＭが接続する共用収容ルータの設備量からＣＷＤＭ１０Ｇインタフェース数及びＣＷＤＭ低速１０Ｇカード数を算定する。また、当該ＣＷＤＭが接続する専用線装置の設備量からＣＷＤＭＳＴＭ―１インタフェース数及びＣＷＤＭ低速ＳＴＭ―１カード数を算定する。ＣＷＤＭ低速１０Ｇカード数及びＣＷＤＭ低速ＳＴＭ―１カード数の合計に２を乗じたものを当該局のＣＷＤＭ高速インタフェース波長数とする。

⑵　⑴のＣＷＤＭ高速インタフェース波長数をＣＷＤＭ高速インタフェース最大波長数で除したもの（１に満たない端数は、切り上げるものとする。）を当該局のＣＷＤＭユニット数とする。

⑶　⑵のＣＷＤＭユニット数からデータ系サービスに係るもの（ＱｏＳ制御係数を加味した最繁時帯域比により算定するものとする。）、光ＩＰ電話に係るもの（最繁時帯域比により算定するものとする。）及び専用線サービスに係るもの（波長数比により算定するものとする。）を控除したものを当該局のメタルＩＰ音声系ＣＷＤＭユニット数とし、これに冗長化考慮したものを当該局のメタルＩＰ音声系冗長化後ＣＷＤＭユニット数とする。

⑷　⑴のＣＷＤＭ低速１０Ｇカード数からデータ系サービスに係るもの（ＱｏＳ制御係数を加味した最繁時帯域比により算定するものとする。）及び光ＩＰ電話に係るもの（最繁時帯域比により算定するものとする。）を控除したものを当該局のメタルＩＰ音声系ＣＷＤＭ低速１０Ｇカード数とし、これに冗長化考慮したものを当該局のメタルＩＰ音声系冗長化後ＣＷＤＭ低速１０Ｇカード数とする。

⑸　⑴のＣＷＤＭ１０Ｇインタフェース数からデータ系サービスに係るもの（ＱｏＳ制御係数を加味した最繁時帯域比により算定するものとする。）及び光ＩＰ電話に係るもの（最繁時帯域比により算定するものとする。）を控除したものを当該局のメタルＩＰ音声系ＣＷＤＭ１０Ｇインタフェース数とし、これに冗長化考慮したものを当該局のメタルＩＰ音声系冗長化後ＣＷＤＭ１０Ｇインタフェース数とする。

４　コア局設置ＣＷＤＭの設備量算定

⑴　コア局ごとに、当該局に属するＣＷＤＭ設置収容局のメタルＩＰ音声系ＣＷＤＭ１０Ｇインタフェース数、メタルＩＰ音声系ＣＷＤＭ低速１０Ｇカード数及びメタルＩＰ音声系ＣＷＤＭユニット数（当該コア局設置ＣＷＤＭに対向するものに限る。）を、それぞれ全ての当該局に属するＣＷＤＭ設置収容局について合算したものを、当該局のメタルＩＰ音声系収容局対向ＣＷＤＭ１０Ｇインタフェース数、メタルＩＰ音声系収容局対向ＣＷＤＭ低速１０Ｇカード数及びメタルＩＰ音声系収容局対向ＣＷＤＭユニット数とする。

⑵　コア局渡り区間ごとに、コア局間で伝送されるアナログ電話、総合デジタル通信サービス、ＡＤＳＬ地域ＩＰサービス、光ＩＰ電話及び光地域ＩＰサービスの最繁時帯域から定まるコア局渡りＣＷＤＭ１０Ｇインタフェース数をＣＷＤＭ低速１０Ｇカード当たり最大収容インタフェース数で除したもの（１に満たない端数は、切り上げるものとする。）をコア局渡りＣＷＤＭ低速１０Ｇカード数とする。

⑶　コア局間で伝送される専用線サービスの最繁時帯域から定まるコア局渡りＣＷＤＭＳＴＭ―１インタフェース数をＣＷＤＭ低速ＳＴＭ―１カード当たり最大収容ＳＴＭ―１インタフェース数で除したもの（１に満たない端数は、切り上げるものとする。）をコア局渡りＣＷＤＭ低速ＳＴＭ―１カード数とする。

⑷　⑵及び⑶で算定したコア局渡りＣＷＤＭ低速１０Ｇカード数及びコア局渡りＣＷＤＭ低速ＳＴＭ―１カード数の合計に２を乗じたものをコア局渡りＣＷＤＭ高速インタフェース波長数とし、これをＣＷＤＭ高速インタフェース最大波長数で除したもの（１に満たない端数は、切り上げるものとする。）をコア局渡りＣＷＤＭユニット数とする。

⑸　⑵のコア局渡りＣＷＤＭ１０Ｇインタフェース数からデータ系サービスに係るもの（ＱｏＳ制御係数を加味した最繁時帯域比により算定するものとする。）及び光ＩＰ電話に係るもの（最繁時帯域比により算定するものとする。）を控除したものをメタルＩＰ音声系コア局渡りＣＷＤＭ１０Ｇインタフェース数とし、これに⑴のメタルＩＰ音声系収容局対向ＣＷＤＭ１０Ｇインタフェース数を加えたものを、当該局のメタルＩＰ音声系冗長化後ＣＷＤＭ１０Ｇインタフェース数とする。

⑹　⑵のコア局渡りＣＷＤＭ低速１０Ｇカード数からデータ系サービスに係るもの（ＱｏＳ制御係数を加味した最繁時帯域比により算定するものとする。）及び光ＩＰ電話に係るもの（最繁時帯域比により算定するものとする。）を控除したものをメタルＩＰ音声系コア局渡りＣＷＤＭ低速１０Ｇカード数とし、これに⑴のメタルＩＰ音声系収容局対向ＣＷＤＭ低速１０Ｇカード数を加えたものを、当該局のメタルＩＰ音声系冗長化後ＣＷＤＭ低速１０Ｇカード数とする。

⑺　⑷のコア局渡りＣＷＤＭユニット数からデータ系サービスに係るもの（ＱｏＳ制御係数を加味した最繁時帯域比により算定するものとする。）、光ＩＰ電話に係るもの（最繁時帯域比により算定するものとする。）及び専用線サービスに係るもの（波長数比により算定するものとする。）を控除したものをメタルＩＰ音声系コア局渡りＣＷＤＭユニット数とし、これに⑴のメタルＩＰ音声系収容局対向ＣＷＤＭユニット数を加えたものを、当該局のメタルＩＰ音声系冗長化後ＣＷＤＭユニット数とする。